

# ○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合の休日 を定める条例

平成4年11月10日

条例第2号

改正 平成6年3月条例第1号

令和3年11月 同 第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づき、組合の休日に関し必要な事項を定めるものとする。

(組合の休日)

第2条 次に掲げる日は、組合の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第3条 組合の機関に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則等で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則等に別段の定めがある場合は、この限りではない。

附 則

この条例は、平成4年12月15日から施行する。

附 則（平成6年3月条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。